

第2章 新市建設の基本方針

第5節 地区整備の基本方針

(1)地区整備の基本方針

新市においては、広域合併により行政区域が拡大することに伴う様々な懸念を払拭するとともに、新市建設の理念のもとに合併効果を発揮する、多様な魅力ある地区を整備することとします。地区の整備にあたっては、地方自治における住民自治の充実策として提唱されている地域自治組織制度を重要な将来課題と認識しながら、当面は現在の法制度を前提に地区整備に積極的に取り組むこととします。

また地区整備にあたっては、地区を新市においてどのように位置づけるかを明らかにしておく必要があります。新市は、一極集中型の都市形態から分散型、ネットワーク型、クラスター型の都市へと転換することとしています。地区は、それらのネットワーク型等の都市形態を実現するにあたって、その基本的単位となるものです。その意味からは、それぞれの地区の機能や特性の実現を図るために、それらの機能の実効性を確保し具現化する組織や権限が必要です。そのために必要な総合支所的機能の整備を進めるとともに、地区住民の主体的なコミュニティ活動を尊重し、積極的に支援することを基本方針とします。

(2)地区の考え方

地区は、合併する前の自治体のエリアを対象とします。しかしながら将来的には、地方自治法による地域自治組織の法制度化に基づく新市の市民ニーズを踏まえ、その見直しが必要となることも想定されます。

(3)地区別の目ざす姿

地区別の目ざす姿（地区像）は、これまでの1市4町の都市づくりと広域合併の将来を展望し、次のとおりとします。将来的には、地区像についても、さらに地区住民により見直されることも考えられます。

また、地区像の設定にあたっては、それぞれの地区が置かれている環境を十分に認識し、これまでの都市づくりの蓄積など地域特性を活かした個性ある地区づくりが求められています。従来の総花的な施策の展開から、地区のポテンシャルと地区の未来を考え合わせ、その基本的な方向を、住民が決意をもって選択することが必要です。今後、地区像の設定にあたって、住民の合意形成が必要となりますが、地区整備の基本的な方向の考え方として次のとおり提案します。

久留米地区

合併前の久留米市域を対象とする地区で、これまで蓄積されてきた高次的な都市機能の集積性を活かしながら、都市型産業(商業・高付加価値型工業・サービス業)の振興を図るとともに、交通環境、居住性、都市型産業の集積など全般的な都市利便性を活かした暮らし良い地区づくりに取り組むこととします。また、公共交通網の結節機能を有効に活用する地区づくりに取り組みながら、他地区との効果的な連携を図るためのアクセス機能の整備に取り組みます。

田主丸地区

合併前の田主丸町を対象とする地区で、新市の東部発展の拠点として位置づけ、副都心にふさわしい権限と機能で、新しい地域づくりや企業誘致、生活基盤の整備や久大本線の利便性向上に取り組みます。また、これまで培ってきた「緑の供給基地」の特性を活かすため植木・苗木の流通機能の強化を図り、あわせて、これら緑と山麓の果樹、筑後川や耳納山系など恵まれた地勢を有機的に結合した観光事業を推進します。さらに、中心部へのアクセス機能の強化のため田主丸～久留米間などの道路の拡充・新設に努めます。

〔北野地区〕

合併前の北野町を対象とする地区で、県内でも有数の「多品目生産型」野菜生産地として活力ある高収益型園芸産地の育成に努め、都市近郊型農業の振興を図りながら、筑後川やその支流の水辺空間の保全など豊かな自然環境に配慮したまちづくりを進めます。また、「北野天満宮」、「コスモス街道」などの観光資源、都市基盤、居住環境、地域情報化の整備を行うとともに、新市の中心地域や福岡都市圏などへの道路交通網・公共交通網の交通アクセスの利便性をより一層向上させ、快適でゆとりのある田園都市的な新市北部の副都心的機能を備えたエリアづくりに取り組みます。

〔城島地区〕

合併前の城島町を対象とする地区で、筑後川やクレークがのどかに広がり、酒造業などの伝統産業や初夏の風物詩「エツ」などの観光資源に恵まれた地域特性を活かしながら、新市西部発展の副都心的機能とその権限に基づき、人と自然・人と産業が調和した高度な生活環境地区づくりを目指します。また、高付加価値型農業への転換などによる農業の振興や、先端産業技術を活用しながら地場産業の育成を図るとともに、すべての人々が健やかで、生き生きとした地域生活を営むことができるシステムやその基盤整備に取り組みます。さらに、広域幹線道路網の整備や公共交通網へのアクセス向上を図り、快適で魅力的な地区づくりを進めます。

〔三潴地区〕

合併前の三潴町を対象とする地区で、公共交通機関の利便性や従来取り組んできた「全町公園化事業」を活かし、広域幹線道路等の都市機能整備を促進することで、快適で安全な暮らしができる副都心的機能を備えた新市南西部の拠点づくりに取り組みます。また、地域産業の振興と新産業の創出を図るとともに、「みづまの松」など豊かな景観を持つ農地の有効活用を進め、高い生産性を持つ農業を振興し、都市型農業の確立に努めます。さらに、「はとむぎ加工品」など安全で高付加価値の農畜産物、農産加工品の供給基地を旨とします。

(4) 地区像実現のための取り組み

地区像を実現するにあたっては、地区像実現の取り組みの進捗状況をフォローアップするとともに、地区の状況変化に対応した新たな施策・事業化を図る必要性が考えられます。市町村合併特例法に定める地域審議会の制度を活用しながらも、現在地方制度調査会などにより取り組まれています新たな地域自治組織などの制度創設と連動しながら

ら、地区像実現の中核となる組織として総合支所的機能の整備に取り組みます。

また、地区像実現のためには、新市建設計画において定めた施策や事業と共に、地域振興を図るための財政措置として、合併市町村振興基金を設置し、その果実を運用して地区住民の連帯強化など地域振興を図る事業に充てることとします。

注1 副都心・副都心的機能と権限：新市の整備にあたっては、これまでの一極集中型の都市形態から分散型、ネットワーク型・クラスター型の都市へと転換する必要があります。

そこで、その実現を図るために、それぞれの地区の特性を活かした地区の核となる副都心や副都心的な都市機能を確保することとしています。

また、その具現化のため、地域審議会の制度を活用しつつ、法制度の範囲での組織や権限を有する総合支所的機能の整備に取り組むこととしているものです。